

「月極ロッカー」契約規則

第1条（契約）

月極ロッカー（以下、「ロッカー」という）の使用開始にあたっては、当グループ（PLAY! SPORTS SHIBUYA パートナーズ）にて、別途定める所定の方法で諸手続きを行い契約者となる必要があります。

- 2 当グループは契約者にロッカーとしてのスペースをお貸しするものであり、契約者の所有物その他保有物を当施設が保管・お預かり・管理するものではありません。契約者は、ロッカーの施錠その他必要な措置を厳に行い、契約者の自己の責任において、収納・保管物の管理を行います。
- 3 他者への転貸・譲渡はできません。

第2条（保管できないもの）

ロッカーに次のものを保管することを禁止します。

- (1) 振発性・爆発性・可燃性のある危険物
- (2) 腐敗したもの、又は異臭を発するもの
- (3) 生きもの
- (4) 貴重品、現金、クレジットカード、キャッシュカード、有価証券、宝石、貴金属等その他これらに類するもしくは準じるもの
- (5) その他の金銭的価値のあるもの
- (6) その他、他の契約者に迷惑をかけるもの

第3条（処置）

当グループにおいて必要があると認めた場合、当グループのスタッフ又は当グループの指定する者が、契約者の物品の出し入れに立ち会う事があります。

- 2 次のような場合には、当施設は契約者の承諾を得ないでロッカーを開扉し、保管物についての撤去、破棄その他の必要な措置がとができるものとします。
 - (1) 第2条1号ないし3号並びに6号に該当するものが保管されているとわかったとき又はその疑いがあるとき
 - (2) 第8条、第10条に該当する事由が生じたとき
- 3 前項に定める処置をとるにあたり、鍵・錠の交換が必要になったときには、契約者は第12条2項に定める交換費用を支払うものとします。

第4条（資格）

月額ロッカーを使用できる方は、下記の各号に該当する方とします。

- (1) 契約者は渋谷区内在住・在勤または在学の満16歳以上の個人
- (2) ロッカーは、契約者本人のみ

第5条（会費）

契約者は、管理者が定めた料金を管理者に支払わなければなりません。

- 2 料金の額、支払時期および支払方法は管理者が別に定めます。
- 3 一旦支払われた会費は、法令の定め、または本グループが認める理由があった場合を除き、返還しません。

第6条（料金の変更）

管理者は、社会経済情勢の変動に応じて、料金を変更することがあります。

第7条（変更・退会の場合）

契約者は、届出住所連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は、

15日までに管理者に届け出なければなりません。

15日が休館日の場合は翌営業日に管理者に届け出なければなりません。

- 2 契約者が退会を希望する場合は、所定の届出用紙に記入のうえ、15日までに管理者に届け出なければなりません。
- 3 月極ロッカーの休会制度はありません。

第8条（ロッカーの明け渡し）

退会手続き後、契約期間終了日までに直ちにロッカーの明け渡しを行います。ロッカーの明け渡しが行われない場合は、第3条2項に従い処置いたします。

- 2 当グループの事由（館内レイアウト変更、破損等）によりロッカーの移動、場所の変更が生じる場合は当施設内にて告示し、第3条2項に従い処置いたします。

第9条（ロッカーの変更）

契約期間中のロッカーの場所の変更はできません。

第10条（ロッカー使用の中止）

契約者が本規約の各条項の一つに違反し、又は当グループが使用に支障ありと認める事態が発生したときは、当グループは直ちに契約者に対してロッカーの使用の中止を求めることができるものとします。このとき、契約者は直ちにロッカー内の保管物を撤去するものとします。

第11条（ロッカー暗証番号）

契約者は暗証番号の取り扱いに注意し、第三者に開示せず、秘密に保持して保管しなければなりません。

第12条（損害賠償責任）

契約者がロッカーの使用により当施設又は第三者に損害を与えた場合は、契約者が賠償の責任を負うものとします。

- 2 当グループの責に帰すべき事由による場合を除き、当施設は、ロッカー内の収納物・保管物の盗難、滅失、毀損、紛失、行方不明等による損害の賠償、その他名称の如何を問わず、いかなる補償もいたしません。

第13条（免責事項）

次のような場合、当グループは賠償責任を負いません。

- (1) 天災事変の他、不可抗力により、ロッカー内の物品が滅失・破損又は変質したとき
- (2) 関係官公署から物品の調査を受け、押収又は証拠品として提出を求められたとき
- (3) 第3条に定める処置により、契約者がなんらかの損害をこうむったとき

第14条（規約の改正と告示）

当グループが必要と認めた場合、本規約は改訂することができます。この場合、当グループ内にて告示し、お知らせいたします。改正された内容は、全契約者に適用されます。

【細則】

第1条（料金）

会員は、料金システムに基づき、料金等を支払うものとします。

料金		
種別	金額	対象者
月極ロッカー	1,100円(税込)	渋谷区在住・在勤・在学者

※消費税にかかる法律が改正された場合は改正後を適用します。

第2条（料金の支払期日）

月会費のお支払期日は、25日に翌月分を前納していただきます。

第3条（改正）

管理者が必要と認めた場合は、細則の改正を行うことがあります。この場合、改正した内容は会員すべてに及ぶものとします。

2021年12月1日 制定